

一般選抜合否判定基準

1. 選抜の基本方針

- (1) 学力検査点、調査書、面接等の結果に基づき合格者を決定する。
- (2) 本校教育課程の各教科・科目の所定単位を修得できると判断できる学力を有する者を合格とする。

2. 各圏の設定の仕方

- (1) 内申点、学力検査点に基づいて募集人員（特色選抜合格人員を除く、以下同じ）の上位80%程度の人数が含まれるように範囲を設定としてA圏とする。
ただし、志願者数が募集人員に満たない場合、志願者数の80%程度をA圏とする。
- (2) A圏を除いた残りをB圏とする。

3. 審議条項

- (1) 正当な理由がなく、欠席・遅刻・欠課の数が多き者
- (2) 評定に「1」がある者
- (3) 学力検査点で、10点未満の教科がある者、または、5教科の合計点が100点未満の者
- (4) その他、特に審議が必要な者